

75歳以上の皆さんへ

後期高齢者医療被保険者証の更新

現在の「紫色」の保険証は7月31日が有効期限です。
8月1日からは、自宅に郵送される「緑色」の保険証を使用してください。

7月31日まで
「紫色」



8月1日から
「緑色」に変わります



●新しい保険証は自宅へ郵送します

8月1日から使用できる緑色の保険証は黄色の封筒で7月中旬に郵送します。



▲保険証が封入される封筒

「紫色」の古い保険証は有効期限（7月31日）を過ぎた保険証は使用できません。細かく裁断するなど、個人情報の取扱いに注意し、処分してください。

●限度額適用・標準負担額減額認定証（減額証）及び限度額適用認定証（限度証）をお持ちの人へ
認定証も8月1日から新しいものになります。交付対象者には、新しい認定証を7月中旬に郵送します。
※更新のための手続は必要ありません。
※保険証と認定証は別々に郵送します。

●後期高齢者医療保険料について

令和3年度の後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が負担する「均等割」の軽減措置や、旧ただし書所得の計算方法が改正されます。
詳しくは、7月に郵送する保険証に同封の案内をご覧ください。

問合せ

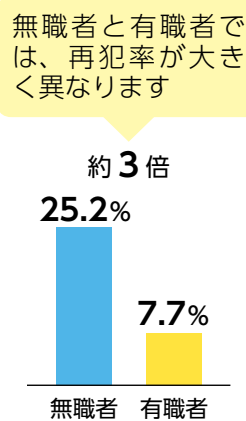
国保年金課 高齢者医療担当
☎(55)2754 ④(51)2521
ho-kokukho@div.city.fuji.shizuoka.jp

手から手へ つなぐ思いやり

協力雇用主になりませんか

協力雇用主とは、犯罪や非行歴のために仕事に就くことが難しい人々たちを、その事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支援する事業者です。

犯罪や非行をした人々は、地域社会に戻ります。これらの人々が再び犯罪や非行に陥らないためには、仕事に就くこと、住む場所があること、そして温かく見守ってくれる人の存在が重要です。
協力雇用主は仕事を提供し、温かく見守る役割を担っています。



協力雇用主になるためには

協力雇用主になるために必要な資格はなく、更生保護活動についての理解と熱意がある民間の事業主であれば、誰でもなることができます。富士市では現在44人の協力雇用主がいます。
申込み／静岡県就労支援事業者機構
☎054(251)8638

そのほかの更生保護関係団体など

- ◆保護司会
犯罪や非行により「保護観察」を受けることになった人の生活を見守り、立ち直りを地域で支えるボランティア団体
- ◆更生保護女性会
女性の立場から、地域における犯罪予防の活動や、子どもたちの健全育成のための子育て支援活動などを行うボランティア団体
- ◆BBS会 (Big Brothers and Sisters Movement (略))
様々な問題を抱える少年・少女に、兄弟姉妹のような身近な立場で接し、少年・少女の成長を助けるボランティア団体

7月は 社会を明るくする運動強調月間

この運動は、犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人の更生について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。各地で啓発活動などが行われます。

問合せ

福祉総務課
☎(55)2757 ④(52)2260
fu-fukushisoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp